

合同企業説明会・求人掲載サイトへの参加企業の募集について【応募要領】

就職・転職等希望者に対し、市内事業者の会社情報・求人情報を提供し、採用選考につなげる機会を提供する合同企業説明会「K O B E 就職・転職フェア」への参加企業を次のとおり募集します。

また、求人掲載サイト「K O B E 就職・転職ナビ」への掲載企業も引き続き募集しています。

1. 合同企業説明会「K O B E 就職・転職フェア」について

- (1) 概要：対面形式で合同企業説明会を開催します。
- (2) 募集企業数：各日30社程度
- (3) 開催日時：2022年6月23日（木曜）・24日（金曜） 12:00～16:00（予定）
※どちらか1日または両日参加も可。
※応募多数の場合は選定・抽選を行います。両日参加をご希望いただいても1日のみになる場合がございます。
- (4) 開催場所：神戸サンポーホール1F（神戸市中央区浜辺通5-1-32）
- (5) ターゲット：就職・転職希望者、2023年3月に大学等を卒業予定の学生
- (6) 開催内容：①ブース形式での企業説明会 ②就職応援セミナー ③就職相談/選考対策ブース
④企業紹介コンシェルジュ（参加者への企業紹介、誘導） ⑤求人検索・応募コーナー
※合同企業説明会に参加される場合は、求人掲載サイトにも求人情報を掲載いたします。

2. 求人掲載サイトについて

- (1) 概要：参加企業の会社情報・求人情報を特設サイトに掲載します。
- (2) 募集企業数：上限なし
- (3) 掲載対象：既卒者を対象とし、神戸市内を勤務地とする正規雇用の求人
- (4) 掲載場所：①本事業特設求人掲載サイト「K O B E 就職・転職ナビ」
②株式会社学情運営 20代向け就職・転職サイト「Re 就活」内 特設ページ
※②は、過去に「Re 就活」を利用したことがある企業はご利用いただけません。
- (5) 掲載期間：①2022年11月30日まで（予定）
②掲載開始から8週間（合同企業説明会に参加の場合は開催日を含む）
- (6) 掲載・応募方法：各社より提供頂いた求人原稿を元に、会社情報・求人情報を掲載します。
求職者は求人掲載サイトに設けたエントリーボタンより、各社の採用選考にエントリーします。

3. 応募方法・結果の通知

- (1) 参加方法：下記のAまたはBよりご希望の参加方法をお選びください。
A：合同企業説明会＋求人掲載サイト
B：求人掲載サイトのみ
- (2) 募集期間
A：2022年5月10日（火曜）17時まで
B：2022年10月末まで随時
※Aについては、応募者数が、募集企業数の2倍に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。
- (3) 参加費：無料 ※会場までの交通費等は参加者の負担となります。
- (4) 応募要件：応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
① 事業所の所在地が神戸市内にあり、当該事業所で正社員を前提として採用する計画があること。

合同企業説明会・求人掲載サイトへの参加企業の募集について【応募要領】

- ② 就職・転職希望者または 2023 年 3 月卒業予定の学生を正社員として採用する計画があること。
 - ③ 市税の未納・未申告がないこと。
 - ④ 過去 1 年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
 - ⑤ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
 - ⑥ 当事業の事業効果を報告いただけること。（応募状況・内定者数）
- (5) 応募方法：下記ウェブサイトの申込フォームより、ご応募ください。
URL：https://www.kobejob-hiroba.jp/company
- (6) 当落結果の通知：2022 年 5 月中旬頃までに、運営事業者より、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

5. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合は、運営事業者にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加者を決定します。

- ① 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

こうべ男女いきいき事業所表彰（神戸市）
ひょうご応援企業、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定又は仕事と生活のバランス企業表彰(兵庫県)
安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省）、健康経営優良法人 2022 認定（経済産業省）

- ② 過去の参加状況及び採用状況調査への回答状況（2021 年 7 月 26 日・27 日、9 月 17 日・18 日、2022 年 2 月 24 日・25 日開催）
- ③ 企業規模・業種のバランス

(2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合

合同企業説明会・求人掲載サイトへの参加企業の募集について【応募要領】

⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 実施内容の変更・開催の中止

新型コロナウイルス感染症に係る今後の情勢等により、実施内容の変更または開催を中止する場合があります。

(4) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事業者は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

6. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

7. 運営事業者・問合せ先

神戸市「転職・再就職等支援事業」運営事務局（株式会社学情）

TEL : 06-6346-6303 FAX : 06-6346-6838

E メールアドレス : kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp